- 5 県民が安心して利用できるサービス提供システムの構築
- (1)地域で安心してサービスを利用できるために
 - ア 利用しやすい仕組みづくりと権利擁護の推進

現状・第3期実施計画の評価

助産施設・母子生活支援施設については平成13年度から、障害福祉サービスについては平成15年度から利用制度に移行しました。また、平成18年度からは障害者自立支援法により、障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスの仕組が一元化されました。

なお、緊急の場合やサービスを自ら利用することが著しく困難な分野(保育所・助産施設・ 母子生活支援施設を除く児童福祉施設、婦人保護施設等)については、措置制度により必要 な援助を行っています。

ケアマネジメントの機能を充実を図るため、介護支援専門員や障害者自立支援法に基づく相 談支援専門員に対する研修を実施しています。

介護保険制度や障害者の支援費制度の導入により、福祉サービスの利用が地方公共団体の「措置」から「契約」へと移行するのを受けて、認知症などで判断能力が不十分な高齢者や知的障害者等を保護し、支援するため、成年後見制度が創設されています。 地域包括支援センターでは、成年後見制度の活用促進が図られるよう支援しています。

県社会福祉協議会では平成11年10月から日常生活自立支援事業(「地域福祉権利擁護事業」から名称変更)を実施し、判断能力が十分でない人が地域で安心して自立した生活が送ることができるよう援助しています。

県社会福祉協議会内に運営適正化委員会を設置し、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し、利用者の権利 擁護を図っています。

県社会福祉協議会内に推進組織を置き、福祉サービス第三者評価事業の体制整備を図っています。

地域包括支援センターでは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っています。

ガイドブックを作成、配布し、各種福祉施策を紹介するとともに、WAM-NETを活用して介護保険事業者や障害福祉サービスに関する情報の提供を行っています。

法改正により、法人設立時の資産要件の引き下げなど、小規模通所授産施設やホームヘルプ事業を行う社会福祉法人の設立要件が緩和されました。これにより多様な福祉事業の展開が可能となり、NPO、民間事業者などのサービス提供主体が参入できる条件が整備されました。

また、道路運送法の改正により「自家用自動車による有償旅客運送制度」が法制化され、要介護者、要支援者、障害者等の移動制約者に対する運送サービスの実施に当たり、福祉車両だけでなく、一般的なセダン型車両も利用できることになりました。

利用者の立場に立ったサービスの提供を図るため、事業者・施設の指定及び指導・監督を行っています。

基本方針

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、引き続き利用者支援 の仕組みづくりや質の高いサービスの提供を図っていきます。

利用者の支援として、情報提供、権利擁護、サービス評価や苦情解決などのサービスの選択・利用を支援する仕組みの充実を図ります。

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を 送ることができるよう日常生活自立支援事業の啓発に努めていきます。

利用者の幅広いニーズに応えるため、NPO,民間事業者などの多様なサービス提供主体の 参入を促進していきます。

平成22年度までの目標

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスが市町村において円滑に実施できるよう、必要な助言・援助を行うとともに、事業者・施設の指定及び指導・監督を行い、利用者の立場に立ったサービスの提供の拡大を図ります。

日常生活自立支援事業については身近な地域に整備するとともに、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送ることができるよう事業の啓発に努めていきます。

安心して福祉サービスを利用できるよう、サービスの苦情解決システムの充実を図ります。

福祉サービス第三者評価事業を推進し、第三者評価機関の認証を図っていきます。

福祉サービスの利用希望者への的確な情報提供に努めます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	平成 22 年度 までの目標	事業内容
日常生活自立支援 事業の充実	県 社 会 福 祉協議会	17 基幹的市町村社 会福祉協議会等	18 基幹的市 町村社会福 祉協議会等	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した生活が送れるよう、事業の充実を図る。

用語説明

【成年後見制度】

成年後見制度とは、判断能力が十分でない者(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など)を保護するための 制度。

成年後見制度には、次のようなタイプがあり、成年後見の申し立ては、本人、本人の家族などが、本人の住んでいる家庭裁判所に対して行う。

区分	本人の判断能力	援助者			
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することが		
保佐	特に不十分	保佐人	ある。		
補助	不十分	補助人			
任意後見	本人の判断能力が不十分に	なったとき、本人があらかじ	め結んでおいた任意後見契		
	約に従って任意後見人が本人を援助する制度。家庭裁判所が任意後見人を選任した				
	時から、その契約の効力が	生じる。			

援助者は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもある。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続の援助や利用料の支払い等一連の援助を行うもの。

【障害者自立支援法】

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援するため、身体、知的、精神の3障害の福祉サービスを共通の制度で 一元的に提供する仕組みを創設する法律(平成18年4月1日、平成18年10月1日施行)。

【苦情解決システム】

福祉サービスの利用者からの苦情を解決する仕組み。

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、事業者、都 道府県各々が苦情解決の仕組みを整備することになっている。

イ ドメスティック・バイオレンス対策の推進

現状・第3期実施計画の評価

D V 被害者の支援については、平成 1 4 年 4 月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D V 防止法)が施行されたことを受け、女性相談センターを D V 防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、県内に 7 か所ある駐在室と合わせて相談支援等を実施しています。

「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (D V 基本計画) (1 次)」に基づき、主に以下の取組を実施しました。

- ・市町村 D V 支援担当者養成研修を実施することにより、市町村担当職員の資質向上を図るとともに、市町村体制整備の支援を図りました。
- ・DV理解の出前講座を通して、県民に対し幅広くDVの啓発を行いました。
- ・「医療機関向けDV対応マニュアル」を医療機関に配布し、DV防止法における「通報」、 「情報提供」等について周知を図り、DV被害者の早期発見に努めました

「DV基本計画(1次)」の期間が、平成19年度までとなっていたことから、1次計画の 検証、改正DV防止法及び基本方針等を踏まえて、平成20年度からの5ヶ年計画を平成 20年3月に策定しました。

基本方針

基本計画(2次)に掲げる重点目標の達成に向けて、「愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議」を中心とし民間支援団体等と連携・協働しながら、着実な計画の推進を図り、個人の尊厳が尊重され、配偶者の暴力を容認しない社会の実現とDV被害者の自立支援、保護の充実の推進に努めていきます。

平成22年度までの目標

県において基本計画(2次)の実現に向けてDV被害者の相談・保護・自立支援の充実を図っていきます。

市町村に対するスーパーバイズ及び困難事例のコーディネートが行えるような体制の整備及び一時保護所のあり方の検討など、女性相談センターの機能の充実を図り、支援体制を強化していきます。

市町村担当者への研修を通して、市町村でのDV相談窓口を明確にし、被害者支援の体制整備を図ります。

県内の市町村において基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を促進していきます。

DVの防止に関する県民の理解を深めるため、広域的な啓発を進めていきます。

DV被害者の状況を危険度アセスメント表により関係機関で共有するとともに、一時保護中及び婦人保護施設入所中において、危険度アセスメント表を活用し、必要に応じて同行支援を実施するなど、DV被害者の安全確保と危機管理に努めていきます。

民間支援団体との相談事業、広報啓発事業、同行援助等自立支援、研修事業等で連携・協働 を検討していきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現	状	平成 22 年度 までの目標	事業内容
市町村DV基本計画策定の促進	市町村			16市	市町村DV基本計画 の策定を働きかける。

用語説明

【配偶者暴力相談支援センター】

配偶者からの暴力防止及び被害者保護のため、相談、医学的又は心理的指導、一時保護、情報提供などの業務を 行う機能を果たすもので、愛知県においては女性相談センターがその機能を担っている。 平成19年の法改正により、市町村に置くことが努力義務となった。

ウ ホームレス対策の推進

現状・第3期実施計画の評価

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「自立支援法」という。)第14条の規定に基づき、平成21年1月に全国すべての市町村(東京都の特別区を含む)において、目視確認による「ホームレスの数の調査」が実施され、愛知県内は、929人(名古屋市は641人、その他の市町村は288人)でした。

平成15年1月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査」では、愛知県内のホームレスの人数は、2,121人(名古屋市は1,788人、その他の市町村は333人)であり、1,192人と大幅な減少となっていますが、平成20年1月調査の851人(名古屋市は608人、その他の市町村は243人)より、78人増加しています。

愛知県においては、「自立支援法」及び平成15年7月に策定された「ホームレスの自立の 支援等に関する基本方針」に基づき、平成16年3月に「愛知県ホームレス自立支援施策等 実施計画」(以下「第1期実施計画」という。)を策定し、ホームレスの自立の支援等を行っ てきました。

実施計画において基本目標として定めている計画期間内の1,500人以上のホームレスの自立について、16年度は722人、17年度は772人、18年度は686人、平成19年度は643人、合計2,823人のホームレスが自立しており、目標を大きく上回りました。

経済の動向等に注目しながら、引き続き県において実施計画を策定し積極的かつ着実に施策を推進していくことが必要です。第1期実施計画の実施状況と県内のホームレスの状況等を鑑みるとともに、自立支援法及び平成20年7月31日に新たに国が策定しました「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を踏まえ、計画期間を平成21年度から平成25年度とする「第2期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画(以下「第2期実施計画」という。)」を定め、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指します。

基本方針

経済情勢の動向に注目しながら、ホームレス自立支援対策を実施するとともに、ホームレス の更なる減少をめざします。

県の居住支援協議会の枠組みを利用し、家主、賃貸住宅経営者等の理解を促進し、安定した 居住の場所の確保を図ります。

ホームレス状態にあって要保護状態にある者に対しては、生活保護を適正かつ迅速に適用するために、日頃から一時保護所や福祉施設、旅館等の情報収集や情報提供に努めます。

愛知ホームレス就業支援事業推進協議会が行う住居喪失不安定就労者(ネットカフェ難民等)に対する事業に協力し、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援を図ります。

ホームレスに対する偏見や差別意識を取り除き、ホームレスの置かれている状況や自立支援 の必要性について一般県民の理解を促進するため、広報・啓発活動に努めます。

平成22年度までの目標

第2期実施計画の策定による基本方針に基づき、平成21年1月の調査結果を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの計画期間内に、これまでのホームレスの実態に関する全国調査の中で、本県で確認されたホームレス数が一番少なかった851人(平成20年1月調査)を下回るよう更なるホームレス数の減少を目指し、自立生活への支援を行います。

第1期実施計画で構築した市町村、関係機関及び関係団体の協力体制を一層強化するととも に、第2期実施計画の推進を図ります。

県は名古屋市の実施するホームレス自立支援施策に協力するとともに、名古屋市以外の区域 を含め、広域的観点からの連絡調整等関係市町村の行う対策を支援していきます。

ホームレスに関する問題について、県民の理解を深めるための広報啓発を行います。

主要施策・事業

項 目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事業内容
ホームレスの自立の支援等に関する施策の推進		929 人 (平成 21 年 1 月調査)	(平成 25 年度までの目標) 851 人 (平成 20 年 1 月調査)を下回るよう更なるホームレス数の減少を目指す	実施計画に基づき、 着実に施策を実施 する。

用語説明

【ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法】

第154回国会(平成14年7月31日閉会)において議員立法により制定された。

時限法で、法施行の日(平成14年8月7日)から5年後を目途に検討が加えられ、10年後に失効する予定。

【ホームレスの実態に関する全国調査】

法第14条の規定に基づき、平成21年1月に全国すべての市町村(東京都の特別区を含む)において、目視確認による「ホームレスの数の調査」が実施された。愛知県内の状況は、県全体で929人であった。

主な市の状況: 名古屋市641人、名古屋市以外の市町村計288人(内中核市: 豊橋市57人、岡崎市33人、豊田市16人)

【居住支援協議会】

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年7月6日施行)」第10条第1項に基づき、居住支援に関する情報を関係者間で共有するとともに、各種団体が連携・協力して必要な支援措置について協議し、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、その居住の安定確保を図ることを目的とする。

【愛知ホームレス就業支援事業推進協議会】

厚生労働省のホームレス就業支援事業の委託を受けるために、平成 17 年度に設立され、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業による自立の促進を目指し、民間事業所等から幅広く仕事を集め、多様な就業機会の確保・拡大を図ることを目的とする。

(2)住民参加による地域福祉活動の展開

ア 市町村地域福祉計画策定の推進(地域福祉を進めるために)

現状・第3期実施計画の評価

地域福祉を推進する方策として、社会福祉法が改正され「地域福祉計画」に関する規定が平成 15年4月に施行されて以降、市町村において地域福祉計画の策定への取組が行われることとなりました。

しかしながら、個別計画との関連や市町村合併の動向を見守る動きから、平成19年度末で 市町村地域福祉計画を策定した市町村数は21市町にとどまっており、より一層の計画策定 を推進する必要があります。

また、平成19年には、国から、災害時等にも対応する要援護者対策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関での共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むよう通知されました。

県は市町村職員等に対する会議等を開催し、計画策定の推進を図るとともに、計画未策定市町村の相談に応じ策定済市町村の情報の提供等を行っています。

また、地域福祉計画の作成に取り組んでいる市町村のホームページを厚生労働省のホームページにリンクし、情報を広く共有することによって、市町村の計画策定を推進しています。

基本方針

市町村の地域福祉計画策定の推進が図られるよう支援していきます。

平成22年度までの目標

市町村合併はおおむね終了し、市町村地域福祉計画の策定が本格化すると考えられるので、 未策定の市町村を対象に説明会等を開催し、地域福祉の推進のための方策として市町村地域 福祉計画の策定が求められていることをPRするとともに、住民参加方策等の策定済市町村 のノウハウが活用できるよう個別相談に応じる等の支援を引き続き行います。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	平成 22 年度 までの目標	事業内容
市町村地域福祉計 画策定の推進	市町村	21 市町	29 市町村	市町村が社会福祉法 に基づき地域福祉計 画を策定する。

用語説明

【町村地域福祉計画】

市町村が住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする計画。

イ 地域における推進組織の充実

現状・第3期実施計画の評価

社会福祉法には、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び民生委員など社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉に努めることが明記されています。

市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことが明確にされ、住民の福祉活動の場づくり、ボランティア活動の支援、具体的な福祉サービスの実施などが一層進められています。

県社会福祉協議会では、WAM-NETを活用して介護サービス事業者や障害福祉サービスに関する情報の提供を行っています。また、福祉サービス運営適正化委員会を設置し福祉サービスに関する苦情の適切な解決を図っています。

民生委員・児童委員は、平成20年4月1日現在、県内に11,017人配置され、住民に最も身近な立場で、低所得者のほか高齢者、児童、障害者等で援護を必要とする人の相談・援助を行うとともに、社会福祉関係行政機関への協力活動を行っています。また、民生委員・児童委員の研修については、新任・中堅などの対象者ごとに、その時々の課題や新たな施策をテーマに研修を行っています。

社会福祉協議会以外にも、県内各地でコミュニティ活動が展開されており、この中で高齢者への配食サービスや居宅訪問などの地域福祉の充実につながるような活動にも取り組まれています。

福祉ニーズの高まりにより一地域だけでは対応できない問題について、市町村域を超えた連携を図る動きが活発になってきています。こうした動きに対応できるよう、福祉圏域(二次医療圏と同じ)毎に「圏域保健医療福祉推進会議」を開催し、福祉圏域における保健・医療・福祉の総合的な検討や関係機関相互の連絡調整を行っています。

隣保館については、人権・同和問題の解決に資するため、地域住民と関係行政機関等が相互に連携を図りながら各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に寄与しています。

基本方針

研修内容の充実を図り、民生委員・児童委員の資質向上に努めます。また民生委員・児童委員が災害時に要援護者に対する活動が的確に行えるよう支援します。

地域で解決できない問題や市町村域を超え広域的に対応することが適当と認められる項目について対応するため、福祉圏域での保健・医療・福祉の一層の連携強化を図っていきます。

市町村社会福祉協議会が、多様化する福祉ニーズに対応できるよう、地域総合相談・生活支援システムを確立し、また、近隣社会福祉協議会と連携・共同した広域的な取組ができるよう支援していきます。

社会福祉施設である隣保館については、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上 や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たし ていけるよう、適切に対応していきます。

平成22年度までの目標

民生委員・児童委員の研修については、新任・中堅などの対象者ごとに研修内容の一層の充実を図り、時代に即した福祉に関する知識を幅広く、深く身につけることができるよう支援していきます。また、県が作成した「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」において、民生委員・児童委員の災害時要援護者対策における役割を明確にし、地域での活動ができるよう支援していきます。

圏域保健医療福祉推進会議を活用し、福祉圏域における保健・医療・福祉施策の総合的な検 討や関係機関相互の連絡調整を行います。

市町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて在宅福祉サービスの実施や福祉サービスの利用支援を行うとともに、近隣社会福祉協議会と共同した広域的な取組ができるよう支援していきます。

隣保館については、地域社会における福祉向上と人権啓発の拠点施設として、生活上の各種 相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行なえるよう支援していきます。

ウ ボランティア、NPO活動の推進

現状・第3期実施計画の評価

ボランティアは、地域福祉の推進、福祉のまちづくりの重要な担い手となっており、社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されるボランティア数も増加してきています。

県社会福祉協議会及び46か所(平成20年度)の市町村社会福祉協議会においてボランティア情報に関するホームページが開設され、各種情報が発信されています。

県社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターの養成、児童・生徒の福祉実践教室への支援などの福祉教育の推進を行い、県内ボランティア活動の振興を図っています。

市町村社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談、ボランティア のコーディネート、ボランティア養成講座の開催など、地域のボランティア活動振興のため の様々な事業を行っています。

ボランティア活動の振興を図るため、平成19年度に全国ボランティアフェスティバルを愛知県で開催しました。全国からの多くの参加者が集い、情報交換、交流が行われるとともに、ボランティア活動の普及啓発や活動に対する気運の醸成が図られました。

「あいち協働ルールブック2004」に基づくNPOとの協働の実施やあいちNPO交流プラザでのNPO活動の情報発信や交流の場の提供など、NPOへの支援やNPOとのパートナーシップ構築が一層進められています。また、「協働ロードマップ策定手順書」を作成し、その活用を通じて、企画立案段階からの協働を促進しています。

生涯学習推進の中核的施設として開所した生涯学習推進センター内に生涯学習支援ボランティアセンターを開設するなど、生涯学習支援ボランティアに関する施策を一層充実させています。

基本方針

ボランティア活動の充実・強化を図るため、県及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターを支援していきます。

NPOと行政との協働について、さらに拡充するよう促進を図っていきます。

ボランティア、NPOに関する情報提供等の充実を図っていきます。

平成22年度までの目標

ボランティア活動の充実・強化を図るため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターを支援します。

ボランティア活動の振興を図るため、ボランティア・市民活動フェスティバルを開催します。

「あいち協働ルールブック2004」に基づくNPOとの協働促進を図るとともに、NPOと市町村の協働の普及・拡大を促進します。

行政、NPO等公共サービスを担う多様な主体が、特定の具体的な地域課題に取り組んでい くための手順等を示す「協働ロードマップ」づくりを各分野で進めていきます。 生涯学習推進センターを中心に生涯学習支援ボランティアに関する活動相談、情報収集・提供、生涯学習ボランティアコーディネーター養成等の施策の充実を図ります。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事業内容
ボランティアセン ターの充実	市町村社会福祉協議会	ボランティアコー ディネーターの配 置 55 か所 (名古屋市、中核市 を除く)	全市町村社 会に配置 (名古屋市、 中核 ()	ボランティア活動振 興のため、県社協ボ ランティアセンター で、ボランティ等の ーディ 研修を行う。

用語説明

【あいちNPO交流プラザ】

県民が行う自由な社会貢献活動としてのNPO活動の促進を目的として、広域的な情報・人材のネットワーク拠点、NPOと行政、企業との協働、連携の要として県が設置したもの。

このプラザでは、NPO法人設立認証の申請、その他NPOに関する相談等を行っている。

住 所 〒460-0016 名古屋市東区上竪杉町1

ウィルあいち 2 階

電 話 052-961-8100

FAX 052-961-2315

ホームページアドレス http://www.aichi-npo.jp/

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日も休館) 祝日(土・日曜日の場合は開館) 年末年始

【あいち協働ルールブック2004】

「あいち協働ルールブック2004」は、NPOと行政の協働促進に向けて、「NPOと行政の協働のあり方検討会議」が取りまとめた報告書を踏まえ、NPOと行政の協働ルールとして県が平成16年5月に発行したもの。 県では、このルールブックを県内のNPOに提案し、賛同するNPOを幅広く募り、このルールを運用しながら、 継続的な普及・改善を図り、NPOと行政の協働のための「事実上の標準」にしていくことを目指している。

【協働ロードマップ】

公共サービスを担う多様な主体間の協働を拡充していくための手順等を示す行程書であり、その意義や策定方法等を定めたガイド版としての「協働ロードマップ策定手順書」と、県政各分野の特定課題に取り組むための個別「協働ロードマップ」の2種類からなる。

「協働ロードマップ策定手順書」は、平成20年度にNPO、行政に学識経験者を加えて設置した「協働ロードマップ検討会議」での検討を経て作成され、以後、その普及と活用を通じて「協働ロードマップ」づくりを促進していく。

(3)保健・医療・福祉マンパワーの養成・確保

現状・第3期実施計画の評価

[保健・医療を支えるマンパワー]

医師を始めとした保健・医療分野のマンパワーの状況は次表のとおりとなっています。

表 1 保健・医療を支えるマンパワーの状況

区分	平成 16 年 12 月 31 日現在	平成 18 年 12 月 31 日現在
医 師	13,295 人 (本県を従事地としている届出数)	14,042 人 (本県を従事地としている届出数)
歯科医師	4,961 人 (本県を従事地としている届出数)	4,978 人 (本県を従事地としている届出数)
薬剤師	11,465 人 (本県を従事地としている届出数)	12,059 人 (本県を従事地としている届出数)
看 護 師 准看護師	54,004 人 (県内で就業している者)	55,565 人 (県内で就業している者)
保健師	1,681 人 (県内で就業している者)	1,746 人 (県内で就業している者)
助産師	1,400 人 (県内で就業している者)	1,443 人 (県内で就業している者)
理学療法士	2,214 人 (免許取得者)	2,814 人 (免許取得者)
作業療法士	1,081 人 (免許取得者)	1,395 人 (免許取得者)
歯科衛生士	2,749 人 (県内で就業している者)	2,780 人 (県内で就業している者)

保健・医療分野に係る養成施設の状況は次表のとおりです。

表 2 保健・医療分野の養成施設の状況

区分	平成 17 年度	平成 20 年度
医 師	入学定員 375 人 (他に3年次編入定員5人) (4大学に医学部を設置)	入学定員 375 人 (他に 3 年次編入定員 5 人) (4大学に医学部を設置)
歯科医師	入学定員 128 人 (1大学に歯学部を設置)	入学定員 128 人 (1大学に歯学部を設置)
薬剤師	入学定員 650 人 (4大学に薬学部を設置)	入学定員 650人 (4大学に薬学部を設置)
看 護 師 准看護師	53 施設、58 課程 1 学年定員 3,377 人	51 施設、56 課程 1 学年定員 3,537 人
保健師	大学看護学科等 8 施設 入学定員 575 人前後(看護師と重複)	大学看護学科等 9 施設 入学定員 940 人前後 (看護師と重複)

区分	平成 17 年度	平成 20 年度		
助産師	大学看護学科等 5 施設 入学定員 74 人前後(看護師と重複)	大学看護学科等 6 施設 入学定員 94 人前後(看護師と重複)		
理学療法士	13 施設、入学定員 675 人	15 施設、入学定員 955 人		
作業療法士	11 施設、入学定員 385 人	12 施設、入学定員 515 人		
歯科衛生士	8 施設、入学定員 450 人	8 施設、入学定員 500 人		

医師は年々増加していますが、新医師臨床研修制度の導入や過重労働の問題、医療の高度化、 専門化などから、産科・小児科などの病院の勤務医は不足しており、診療制限を行う病院が 生じてきています。

いわゆる「32時間勤務」といった、過重労働の解消のためには、医師を増員することが必要となっています。

東三河山間地域など、従事医師が1名の村や無医地区もあります。

看護師、准看護師等については、「愛知県看護職員需給見通し」(平成18年~22年)によると、平成22年の充足率は98.0%と不足の状況が続くと予測しており、今後も新たな需要も見込まれることから、一層の確保対策を進める必要があります。

県看護研修センターは、平成15年4月に看護職員の継続教育を推進するための拠点として 設置し、看護教員等指導者の養成や現任看護職員の再教育、再就業者のための実務研修など の事業を実施しています。

[福祉を支えるマンパワー]

社会福祉士、介護福祉士を始めとした福祉を支えるマンパワーの状況は次表のとおりとなっています。

表3 福祉を支えるマンパワーの状況

区分	平成 17 年度	平成 19 年度
社会福祉士	4,702 人 (平 18.3.31 現在) (本県を住所地としている登録数)	6,250人 (平20.3.31現在) (本県を住所地としている登録数)
介護福祉士	19,776 人 (平 18.3.31 現在) (本県を住所地としている登録数)	27,648 人 (平 20.3.31 現在) (本県を住所地としている登録数)
精神保健福祉士	1,064 人 (平 18.3.31 現在) (本県を住所地としている登録数)	1,421 人 (平 20.3.31 現在) (本県を住所地としている登録数)
保育士	43,502 人 (平 18.3.31 現在) (本県で保育士登録している数)	52,644人 (平 20.3.31 現在) (本県で保育士登録している数)
訪問介護員	80,674 人 (平 18.3.31 現在) (訪問介護員養成研修修了者数)	98,858 人 (平 20.3.31 現在) (訪問介護員養成研修修了者数)
介護支援専門員	17,737 人 (平 18.3.31 現在) 介護支援専門員実務研修受講試 験合格者数 累計	20,698 人 (平 20.3.31 現在) 介護支援専門員実務研修受講試 験合格者数 累計

福祉に係る養成施設等の状況は次表のとおりです。

表 4 福祉分野の養成施設の状況

区分	平成 17 年度	平成 20 年度		
社会福祉士	4 校、入学定員 776 人	4 校、入学定員 740 人		
介護福祉士	22 校、入学定員 1,666 人	24 校、入学定員 1,336 人		
精神保健福祉士		4 校、入学定員 400 人		
保育士	14 校、入学定員 1,343 人 (名古屋市、中核市を除く)	16 校、入学定員 1,843 人 (名古屋市、中核市を除く)		

県内の専門学校等福祉関係職員の養成校では、入学者、卒業生及び県内福祉施設就職者のいずれも年々減少しており、特に介護福祉士養成施設入学者については、平成18年度の1,096人に対し平成20年度は584人と、著しく減少しています。

表 5 - 1 養成施設卒業生の県内施設就職状況

区分	卒業生(人)			県内福祉施設就職者(人)		
	17 年度	19 年度	差引	17 年度	19 年度	差引
介護福祉士	1,185	882	303	769	571	198
川護畑仙工			(74.4%)			(74.3%)
社会福祉士	384	292	92	155	132	23
社太畑仙上			(76.0%)			(85.2%)

表 5 - 2 養成施設の入学状況

区分		入学定員(人)			入学者(人)		
		18 年度	20 年度	差引	18 年度	20 年度	差引
△────────────────────────────────────	_	1,666	1,336	330	1,096	584	512
介護福祉士				(80.2%)			(53.3%)
社会福祉士	_	776	740	36	614	431	183
	_			(95.4%)			(70.2%)

社会福祉施設等の従事者の状況は次表のとおりとなっています。

表 6 社会福祉施設等の従事者数(常勤換算)

区分	平成 16 年 10 月 1 日現在	平成 18 年 10 月 1 日現在					
愛知県	23,711 人	25,284 人					
名古屋市	11,443人	13,379 人					
豊橋市	2,285 人	2,516人					
豊田市	1,546 人	2,058人					
岡崎市	1,619人	1,946人					
合 計	40,604 人	45,183 人					

(資料)厚生労働省:「社会福祉施設等調査報告」「介護サービス施設・事業所調査」

少子高齢化の進行などにより、今後さらに拡大すると予測される福祉・介護ニーズに対応するため、質の高い人材を安定的に確保することが重要な課題となっています。

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年厚生労働省告示第289号)」において、人材確保の基本的な考え方として、 適切な給与水準の確保など労働環境の整備、 従事者の資質の向上などキャリアアップの仕組みの構築、介護福祉士や社会福祉士等の資格を有しながら就業していない潜在的有資格者等の参入の促進などが挙げられ、国を始めとした関係者の取組が求められています。

社会福祉法第 93 条に基づき設置された県福祉人材センターでは、福祉・介護分野について平日の昼間と、月 1 回、夜間と土曜日に、相談・紹介窓口を開設し、無料就職斡旋を行っています。また、「福祉の就職総合フェア」を開催するなど、福祉・介護の職場に就労を希望する者などに対し、求人情報や相談等の機会を総合的に提供しています。

介護人材の不足が深刻化している中で、介護の意義と重要性について広く啓発するため、国において「介護の日」が定められました。県では、介護従事者、介護サービス利用者及び介護を行っている家族等への関心を高め、介護に対する県民の理解を一層深めるためのイベントを開催しています。

基本方針

医師の確保については、国の「安心と希望の医療確保ビジョン」等に基づき対策を行うとと もに、資質の向上を図っていきます。

福祉・介護需要が増大する中、国の「安心と希望の介護ビジョン」を踏まえ、福祉・介護の職場で働く人材確保対策を一層進めます。

平成22年度までの目標

医師の確保については、ドクターバンク事業等により確保に努めます。また、平成21年度から「緊急医師確保対策」及び「経済財政改革の方針2008」に基づき、大学医学部の定員増(平成20年度入学定員375人から平成21年度入学定員410人へ)が行われ、医師養成数の増加が図られます。

へき地医療機構等により、へき地における医療の確保を図ります。

看護師・准看護師等については、「愛知県看護職員需給見通し」(平成18年~22年)を踏まえ、計画的、安定的に看護職員を確保できるよう再就業の促進や定着支援対策などを強化し総合的な看護対策を進めます。

また、安全・安心・信頼できる医療サービスを提供するため、県看護研修センターの研修体制の充実強化を図っていきます。

「福祉の就職総合フェア」については、開催地の拡充やフェアの内容、開催場所等を工夫するとともに、高校や専門学校、福祉系大学にPRし、より多くの学生の参加が図られるよう働きかけていきます。

福祉・介護施設の経営者に対し、人事や経営管理についての研修を実施し、将来に展望がもてるより良い職場づくりを図っていきます。

福祉・介護について、その意義や重要性を啓発するために制定された 11 月 11 日の「介護の日」にあわせてイベントを開催するなどして、イメージアップに努めます。

県福祉人材センターで管理しているホームページによる求人情報について、その広報に努めるとともに、地域に出向き就職相談を実施します。

介護福祉士や社会福祉士等の資格を有しながら就業していない潜在的有資格者や高齢者、主婦等を対象に、介護福祉士等養成施設が実施する就職支援研修に助成します。

県福祉人材センターにコーディネータを配置し、規模の小さな福祉・介護の事業所が共同で、 求人活動や研修を行うことを支援します。

福祉・介護の仕事に関心のある者が介護の職場を体験できるように、その機会を提供し、新たな人材の参入を促進します。

介護福祉士及び社会福祉士養成施設への入学者を支援するため、「介護福祉士等修学資金貸付金」の貸与月額を増額するほか、入学や就職準備金を新たに貸与することとし、併せて返還免除の条件を緩和するなど、内容の充実に努めます。

中学校、高等学校を訪問し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えることにより、イメージアップを図るとともに、相談への対応・助言を行う専門員を配置している介護福祉士等養成施設に助成します。

現任の保育士に対する研修を実施し、保育に係る様々な知識・技術に加え、地域の子育て支援や多様な保育ニーズに対応できる専門性や実践力といった資質の向上を図っていきます。

介護支援専門員の人材養成及び資質・専門性の向上を図るため、研修を実施していきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	平成 22 年度までの目標	事業内容
看護職員(看護師、 准看護師、助産師、 保健師)の確保	県	(平成 18 年 12 月調査) 53,633 人	64,695 人	看護職員の確保対策 及び資質向上対策を 充実強化する。
福祉の就職総合フェアの開催	県	4 回	5 回	福祉・介護の職を目指す者が事業者と直接相談することができる就職説明会の充実を図る。

用語説明

【看護職員需給見通し(平成18年~22年)】

「第六次看護職員需給見通しの策定について」(厚生労働省局長通知:平成17年4月)を踏まえ、需要数は看護職員の就業場所別に病床数や勤務条件等を加味して推計し、供給数は年当初就業者数に新卒及び再就業者数見込み等により推計したもの。

見通し期間は、平成18年から22年までの5年間とした。

【愛知県看護研修センター】

平成15年4月から県立総合看護専門学校内(名古屋市昭和区)に看護職員の継続教育を推進するための拠点として設置。

【介護の日】

厚生労働省は、介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日として、平成 20 年度から 11 日 11 日を「介護の日」と定めた。

これにより、介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護を行っている家族等を

支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する。

【安心と希望の医療確保ビジョン】

医療制度改革を進める上では、将来をしっかり見据えた長期的なビジョンを持ち、現場の声を聞きながら政策の立案や推進を行うことが必要であるとし、厚生労働者は、平成20年6月に「安心と希望の医療確保ビジョン」を策定した。「安心と希望の医療確保」のための3本柱として、 医療従事者等の数と役割、 地域で支える医療の推進、 医療従事者と患者・家族の協働の推進を掲げている。

【安心と希望の介護ビジョン】

厚生労働省は平成 20 年 11 月に、超高齢社会を迎える中で、募る将来の不安を乗り越え、「安心」と「希望」を抱いて生活できる社会を築いていくために、「安心と希望の介護ビジョン」として 2025 年を見据えて取り組むべき施策をまとめた。このビジョンの3本柱として、 高齢者自らが安心と希望の地域づくりに貢献できる環境づくり、 高齢者が住み慣れた自宅や地域で住み続けるための介護の質の向上、 介護従事者にとっての安心と希望の実現を掲げている。

【へき地医療支援機構】

へき地地域の町村から要請された巡回診療やへき地診療所の代診医等の派遣など、へき地医療支援事業に関して、 広域的な企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する組織。